

**第6回登別市総合計画第4期基本計画市民自治推進委員会
防災・環境部会 議事録**

●開催日時 : 令和6年12月20日(金) 18時30分~19時30分

●開催場所 : 市役所 第1委員会室

●出席者

部会長	桜井勇氣
部会員	遠藤 潤
庁内検討委員	部会長:土門和宏 副部会長:菅野 淳 部会員:船田直也 小玉篤志 下山 忠 木下友信 土橋正雄
事務局	企画調整G:近間聡史 服部将大 市民協働G:大内拓海 鳥海秀充 新関麻亜子

●欠席者

副部会長	二宮重樹
部会員	坂東百合子 藤崎信雄 小和田奈々 上野 大

◆議 題 : ①協議テーマ「防災・消防」の振り返り

②第4期基本計画の体系図について

協議テーマ:「交通安全・消費・防犯・空家」

【防災・環境部会】

議題1 協議テーマ「防災・消防」の振り返りについて

(部会長)

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

それでは、議題(1)「協議テーマ「防災・消防」の振り返り」についてですが、11月15日に開催されました本部会にて、協議テーマ「防災・消防」に関する体系図の文言等の設定について協議し、さまざまなお意見をいただきました。

皆様のご意見については、事務局の方で持ち帰り、市の庁内検討委員会で体系図等にどのように落とし込んでいくかなど協議していただいています。

その協議結果について、事務局でまとめているとのことですので、説明をお願いし

ます。

(事務局_企画調整G)

11月15日に開催されました本部会にて、皆さんからいただいた意見等を踏まえた協議結果について、事務局より説明いたします。

体系図の文言については、第3節－施策Ⅰ－基本的な方向2－主要な施策「②防災思想の普及啓発強化」と施策Ⅱ－基本的な方向1－主要な施策「①防火思想の普及」について、両施策ともに「思想」という文言を使用していますが、「思想」という文言よりわかりやすい文言に変更するのはいかがでしょうかという意見がありました。

ご意見を踏まえて、庁内検討委員会で協議した結果について、関係部署である総務Gより説明いただきます。

(庁内委員)

委員のご指摘のとおり「思想」より「意識」という文言がわかりやすい表現であると考え、それぞれ「防災意識の普及啓発強化」「防火意識の普及」に変更したいと考えています。

(事務局_企画調整G)

続きまして、「主要な施策の考え方」についてですが、施策Ⅱ－基本的な方向2－主要な施策「②救急救命体制の整備」における主要な施策の考え方についてですが、普通救命講習を実施していることから、主要な施策の考え方に記載するのはどうかという意見がありました。

「主要な施策の考え方」の具体的な文案につきましては、市民自治推進委員会の皆さんの協議結果や第3期基本計画策定後の社会情勢の変化、今後10年間の展望を踏まえて、2月以降に市の庁内検討委員会で検討し、策定するため、今回お示しするものにつきましては、前回の部会でいただいた皆さんのご意見や庁内検討委員会で協議した結果を踏まえ、関係部署でまとめた案となります。

先ほども申し上げたとおり、考え方の最終案をまとめる作業については2月以降に

庁内検討委員会で検討し、進めることとなります。

それでは、今回お示ししている主要な施策の考え方の案について、関係部署である消防本部より説明いただきます。

(庁内委員_消防本部)

第3期基本計画で第1章に位置づけられていた内容を第2章に変更した内容については、消防力の強化である「救急救命士の養成」や「救急車や救急資機材の充実」となります。普通救命講習については、第1章―第2節―施策Ⅲ―基本的な方向2―主要な施策「①救急医療体制の整備」の主要な施策の考え方に記載しており、市民の皆さんへの普及啓発を行う観点から第4期基本計画でも引き続き、第1章に位置づけたいと考えています。

(事務局_企画調整G)

以上で皆さんからいただいた意見等を踏まえた協議結果の説明を終わりになりますが、ご説明しました「主要な施策の考え方」に関する部分については、繰り返しの説明となりますが、現時点での関係部署からの記載案となりますので、具体的な文案につきましては、2月以降の庁内検討委員会でさらに協議を進め、令和7年7月頃に策定しますのでよろしくお願いします。

また、2月以降の庁内検討委員会での協議内容につきましては、節目節目に皆さんに情報提供させていただきます。

説明は以上となります。

(部会長)

今、事務局よりご説明がありましたが、質問等ございますでしょうか。

【質問等なし】

議題2 第4期基本計画の体系図について～協議テーマ：交通安全・消費・防犯・空家～
--

(部会長)

次に、議題（２）「第４期基本計画の体系図」について、本日は「交通安全・消費・防犯・空家」をテーマに協議していくこととなります。

それでは、事務局より本日の協議テーマに関する部分について、説明をお願いします。

（事務局_企画調整 G）

事務局より、本日の協議テーマのうち、先に「交通安全・消費」に関する部分の第３節－施策Ⅲ、Ⅳについて、ご説明させていただきます。

第３節「安全に安心して暮らせるまちづくり」を実現させるための施策Ⅲ「交通安全の推進」、施策Ⅳ「安全な消費生活の確保」について、どちらも第３期基本計画から変更ありません。

次に、施策Ⅲを実現させるための基本的な方向について、基本的な方向１「交通安全意識の高揚」、基本的な方向２「交通安全施設の整備」とあり、どちらも第３期基本計画変更ありません。

次に、基本的な方向１を進めるための主要な施策についてですが、交通安全に関する各種啓発活動等を実施する「①交通安全に関する意識啓発の強化」とあり、第３期基本計画から変更ありません。

また、この主要な施策の考え方について、第３期基本計画に即して言えば、交通安全に関する各種啓発活動を実施するとともに、子どもや高齢者に重点をおいた交通安全に関する意識啓発に努めることとしており、具体的な事業につきましては「交通安全推進事業」等が位置づけられています。

次に、基本的な方向２を進めるための主要な施策についてですが、第３期基本計画では、道路利用者が安全に安心して利用できるよう、各関係機関と連携を図り交通安全施設の設置に努めるとともに、地域住民等からの要望を把握し、関係機関への設置要請を図る「①交通安全施設の増設」としていましたが、交通安全施設を単純に増設するのではなく、既存施設の維持管理に努めるとともに、必要に応じて新たな施設を整備していくものと捉え、第４期基本計画から「①交通安全施設の整備・維持」に文

言を変更しています。

また、この主要な施策の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、道路利用者が安全に安心して利用できるよう、各関係機関と連携を図り、信号機、横断歩道、カーブミラー、照明灯等の設置に努めるほか、地域住民等からの設置要望を把握し、関係機関への要請等を行うこととしており、具体的な事業につきましては「カーブミラー設置事業」「ロードマーク設置事業」等が位置づけられています。

続きまして、施策Ⅳを実現させるための基本的な方向1「消費者対策の充実」について、第3期基本計画から変更ありません。

次に、基本的な方向1を進めるための主要な施策についてですが、消費生活についての正しい知識の普及・啓発に努める「①消費者意識の啓発及び学習機会の充実」、消費生活相談の実施や消費生活センターの機能強化・充実に努める「②消費者相談機能の充実」とあり、どちらも第3期基本計画から変更ありません。

次に、これらの主要な施策の考え方についてですが、主要な施策「①消費者意識の啓発及び学習機会の充実」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、学校や町内会等へ出向き、消費生活出前講座の開催及び消費生活展の開催等により、消費生活についての正しい知識の普及・啓発に努めることとしており、具体的な事業につきましては「消費者行政推進事業」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「②消費者相談機能の充実」の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、特殊詐欺などの消費者被害を救済するための消費生活相談を行うとともに、トラブルの未然防止策についての啓発に努めるほか、専門の相談員を配置し、各関係機関と連携を図りながら、消費生活センターの機能強化及び充実に努めることとしており、具体的な事業につきましては「消費者被害防止ネットワーク事業」「登別消費者協会運営助成金」が位置づけられています。

以上で、「交通安全・消費」に関する体系図の説明を終わりますが、前回と同様に体系図案に参考で記載している「第3期基本計画における主要な施策の考え方」が、第4期基本計画期間中ではどのようになっていくのか、加えるべきものがあるのではな

いか等、議論していただきながら、その過程において体系図の文言を修正したほうがいいのではないかとといった議論をしていただければと思います。

以上となります。

(部会長)

ありがとうございます。先に、テーマ「交通安全・消費」に係る体系図の文言について1つずつ、体系図案に記載されている「第3期基本計画における主要な施策の考え方」を参考としながら協議を進めたいと思います。

また、前回と同様に、第4期基本計画の体系図として位置づけた理由や思いなどを関係部署の職員よりお聞きして議論を進めさせていただきます。

それでは、事務局よりお示しいただいた第4期基本計画の体系図案にあります、第3節「安全で安心して暮らせるまちづくり」を達成するための施策Ⅲ「交通安全の推進」、これを達成するための基本的な方向1「交通安全意識の高揚」、基本的な方向1を進めるための主要な施策「①交通安全に関する意識啓発の強化」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_市民協働G)

主要な施策「①交通安全に関する意識啓発の強化」に関する事業としては、交通安全推進経費が位置づけられています。具体的な事業内容については、本市では登別市交通安全計画に基づき、毎年、交通安全計画実施計画を策定しており、交通安全協会や室蘭警察署等と連携を図り、新入学児童に対する交通安全啓発運動や人と旗の波街頭啓発、飲酒運転根絶運動、交通安全標語の募集表彰等、様々な運動を実施しています。

市内の交通事故件数は増加傾向にはないものの、今後も交通事故の減少を目指してこれらの運動を継続して実施していくことが重要であると考え、第4期基本計画でも引き続き位置づけたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方

を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(部会長)

新入学児童に対する運動を実施しているとのことですが、新入学児童に限らず若い世代にも交通安全の普及啓発も必要ではないかと思えます。

(庁内委員_市民協働 G)

昨年から自転車のヘルメット着用が努力義務化されたことを踏まえ、幌別駅から自転車を使用して通学する高校生等を対象に、幌別駅で警察署等と連携しながら周知啓発活動を実施しています。

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「交通安全意識の高揚」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、基本的な方向2「交通安全施設の整備」、基本的な方向2を進めるための主要な施策「①交通安全施設の整備・維持」について、第3期基本計画から文言を変更しているとのことですが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_市民協働 G)

市民協働グループ所管の事業としては、カーブミラー設置事業があります。

この事業は安全確認をしやすくし、交通事故の防止を図るため、必要に応じてカーブミラーを設置する事業であり、交通事故を減らすために、今後も必要な事業であると考えています。

また、先ほど事務局から説明がありましたとおり、今後、人口減少が進んでいく中、単に交通安全施設を増設していくのではなくて、既存施設の維持管理をするとともに、必要性を判断し、設置・撤去する等の考え方をもって交通安全施設の整備を進めていくことになろうかと思えますので、第3期基本計画では「増設」という文言としてい

ましたが、第4期基本計画では「整備・維持」に変更したいと考えています。

(庁内委員_土木・公園 G)

土木・公園グループ所管の事業としては、照明灯設置事業とロードマーク設置事業があります。

照明灯設置事業については、主に老朽化した既存の道路照明灯を撤去し、新しいものを設置するものであり、ロードマーク設置事業については、道路の薄くなった白線を引き直すものとなります。そのため、交通安全施設の増設より、交通安全施設の整備・維持という文言の方が実態にあっており、第4期基本計画においても適切に整備・維持する必要があると考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向2「交通安全施設の整備」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして施策III「交通安全の推進」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、第3節を達成するための施策IV「安全な消費生活の確保」、施策IVを達成する

ための基本的な方向1「消費者対策の充実」、基本的な方向1を進めるための主要な施策「①消費者意識の啓発及び学習機会の充実」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_市民協働 G)

主要な施策「①消費者意識の啓発及び学習機会の充実」に関する事業としては、消費者行政推進事業や消費生活展開催補助金があります。

消費者行政推進事業については、消費生活への意識啓発のために市役所に設置した消費生活センターにおいて消費生活相談や啓発活動等を実施しています。次に、消費生活展開催補助金については、消費生活展を開催する登別消費者協会に対し、その開催に要する費用の一部を補助しています。

消費者の権利及び利益を保護するとともに、消費生活に関する市民の知識の向上を図っていくためには今後も必要な事業であると考えているため、第4期基本計画でも引き続き位置づけたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、主要な施策「②消費者相談機能の充実」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_市民協働 G)

主要な施策「②消費者相談機能の充実」に関する事業としては、消費者被害防止ネットワーク事業や登別消費者協会運営助成金があります。

消費者被害防止ネットワーク事業については、民生委員や市内の介護事業者さん等からなる登別市消費者被害防止ネットワークという組織を構成し、啓発活動や相談活動等を実施し、高齢者の悪質商法等による消費者被害の防止を目指して取り組んでい

ます。

次に、登別消費者協会運営助成金については、消費生活知識の普及啓発や消費者擁護のために活動している登別消費者協会に対し、運営費の一部を助成しています。

消費者保護に向けたこれらの活動は今後も必要であるため、第4期基本計画でも引き続き位置づけたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「消費者対策の充実」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして施策IV「安全な消費生活の確保」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

協議テーマ「交通安全・消費」に関する部分のご意見等については、概ね出尽くしたかと思えます。

続いて、協議テーマ「防犯・空家」に関する部分について、事務局より説明をお願いします。

(事務局_企画調整 G)

引き続き事務局より、協議テーマ「防犯・空家」に関する部分について、ご説明させていただきます。

第3節を実現させるための施策V「安全安心なまちづくり」、施策VI「心配ごと・困りごとの解消」について、第3期基本計画から変更ありません。

次に、施策Vを実現させるための基本的な方向についてですが、第3期基本計画では市民の安全で安心した暮らしの確保に資する取組や戦争の惨禍を風化させることのない取組を推進する基本的な方向1「防犯対策の推進」としていましたが、戦争の惨禍を風化させることのない取組が防犯対策に相応しくないものと捉え、第4期基本計画から新たに基本的な方向2「恒久平和の推進」を追加しています。

また、新たな基本的な方向の追加に併せて、基本的な方向1「命と暮らしを守るまちづくりの推進」に文言を変更しています。

次に、基本的な方向1を進めるための主要な施策についてですが、関係機関や団体等連携しながら、地域安全活動や暴力団排除運動等の啓発活動を推進する「①地域ぐるみ防犯活動の推進」は、第3期基本計画から変更ありません。

また、この主要な施策の考え方について、第3期基本計画に即して言えば、関係機関・団体との連携を図り、効果的な地域安全活動の支援や暴力団排除運動等の啓発活動に取り組むほか、町内会等が地域の安全を確保するための防犯灯の設置や、社会を明るくする運動、防犯対策事業等の支援協力に努めることとしており、具体的な事業につきましては「室蘭登別防犯協会連合会助成事業」「社会を明るくする運動登別地区推進委員会負担金」等が位置づけられています。

次に、第3期基本計画策定時では、空き家の解消を促すとともに、危険家屋等については、所有者に改善等の指導などを行い、緊急時や所有者が不明な場合は速やかに応急措置を図る取り組みを市民生活部所管で実施していたことから、次に説明する主要な施策「①市民相談体制の充実」の考え方に位置づけられていました。第4期基本計画の体系図案を市民自治推進委員会の皆さんにお示しする前段として、市の庁内検討委員会で体系図案について協議していますが、その際に、今後は人口減少が進んでいく中、空き家や危険家屋等が増えることが懸念されるため施策として位置づけた方

がよいのではないかという意見があったことや第3期基本計画の期間中に市民生活部から都市整備部に所管が変わっていること等を踏まえ、第4期基本計画では基本的な方向1「命と暮らしを守るまちづくりの推進」の主要な施策「②空家等対策の推進」と新たに位置づけ引き続き、空き家の解消に向け所有者に改善等の指導を行う等の取り組みを進めることとしています。

次に、基本的な方向2を進めるための主要な施策についてですが、恒久平和を願い、戦争の惨禍を風化させることのないよう努める「①平和なまちづくりの推進」とあり、第3期基本計画から文言の変更はありませんが、新たに位置づけた基本的な方向2「恒久平和の推進」の主要な施策として位置づけることとしています。

また、主要な施策の考え方については、いま、ご説明した内容となりますが、具体的な事業につきましては「戦没者追悼式」が位置づけられています。

なお、協議テーマ「自然・葬斎場・墓地」にて、基本的な方向4「葬斎場・墓地の整備」の位置づけについて、ご意見いただき、庁内検討委員会で協議した結果、施策V「安全安心なまちづくり」の基本的な方向に位置づけることで前回ご説明させていただいています。

次に、施策VIを実現させるための基本的な方向1「市民相談の充実」について、第3期基本計画から変更ありません。

次に、基本的な方向1を進めるための主要な施策についてですが、各関係機関及び関係部署と連携した市民相談対応や専門家による無料相談等の周知に努める「①市民相談体制の充実」とあり、第3期基本計画から変更ありません。

また、この主要な施策の考え方についてですが、第3期基本計画に即して言えば、各関係機関及び関係部署等と連携した市民相談への適切な対応に努めるほか、生活上の心配ごとや困りごと、苦情等の簡易な相談の実施や各種専門家による無料相談等の周知に努めることとしており、具体的な事業につきましては「無料法律相談委託業務」が位置づけられています。

以上で説明を終わります。

(部会長)

ありがとうございます。それでは、1つずつ協議を進めさせていただきます。

第3節「安全に安心して暮らせるまちづくり」を達成するための施策Ⅴ「安全安心なまちづくり」、これを達成するための基本的な方向1「命と暮らしを守るまちづくりの推進」、基本的な方向1を進めるための主要な施策「①地域ぐるみ防犯活動の推進」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_市民協働G)

市民協働グループ所管の事業としては、室蘭登別防犯協会連合会助成事業や登別市暴力追放運動推進協議会助成事業があります。

室蘭登別防犯協会連合会助成事業については、犯罪の未然防止と暴力の追放を実現するため、地域安全ニュースの発行による啓発や登下校時における児童の見守り及び挨拶活動等を実施している室蘭登別防犯協会連合会に対し、運営費の一部を助成しています。

次に、登別市暴力追放運動推進協議会助成事業については、暴力団参入排除活動として幌別地区手づくり祭りの支援や歳末防犯パトロール等の活動を実施している登別市暴力追放運動推進協議会に対し、事業費を助成しています。

地域に根ざした防犯活動の推進は今後も必要あるため、第4期基本計画でも引き続き位置づけたいと考えています。

次に、社会福祉グループ所管の事業について、本日関係職員が欠席であるため、市民協働グループが代理としてご説明します。

社会福祉グループ所管の事業としては、社会を明るくする運動登別地区推進委員会負担金があります。

社会を明るくする運動については、全ての国民が犯罪や非行の防止、または犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動となって

おり、法務省が中心となって実施している運動となります。

本市では、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、立ち直りを地域で支える活動に取り組む登別地区保護司会等の関係団体と連携を図りながら中学校を会場とした社会を明るくする運動メッセージ伝達式や児童・生徒を対象とする社会を明るくする運動作文募集等の活動を行っています。社会福祉グループにおいてもこれまでの考え方に大きな変更はないため、第4期基本計画でも引き続き位置づけたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

次に、主要な施策「②空家等対策の推進」について、第4期基本計画から新たに位置づけていますが、関連する部署から理由についてご説明をお願いします。

(庁内委員_都市政策G)

先ほど事務局より説明がありましたが、従前、第3期基本計画策定時においては、空家対策に関する取り組みは市民生活部で所管しており、空家の相談等については市民相談の1つとして対応していました。

現在は、空家対策の取り組みは都市整備部に所管が変わっていることや全国的な傾向と同様に本市においても人口減少や少子高齢化等により空家等は年々増加傾向にあります。これらの状況を踏まえ、市民自治推進委員会の皆さんに体系図案を示す前段として市の庁内検討委員会で協議した結果、空家対策を新たに位置づける必要があるといったご意見がありましたので、基本的な方向1「命と暮らしを守るまちづくりの推進」の主要な施策として新たに位置づけることとしています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(委員)

空家等対策事業は具体的にどのような取り組みを実施しているのでしょうか。

(庁内委員_都市政策 G)

登別市空家等対策計画に基づき、空家等の「発生抑制」対策の推進、「適切な管理」対策の推進、「利活用」対策の推進の3つの柱として事業を実施しています。

(委員)

「0円物件」のマッチングを実施している事例がありますが、本市でも取り組みを行っているのでしょうか。

(庁内委員_都市政策 G)

「0円物件」のマッチングについては民間事業者で取り組みを実施しています。

本市では民間事業者と空家等の対策に関する協定締結について協議を進めており、民間活力を活用した空家等対策の取り組みを進める必要があると考えています。

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「命と暮らしを守るまちづくりの推進」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、施策Vを実現させるための基本的な方向2「恒久平和の推進」、基本的な方向2を進めるための主要な施策「①平和なまちづくりの推進」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_市民協働 G)

社会福祉グループ所管の事業について、本日関係職員が欠席であるため、市民協働グループが代理としてご説明します。

主要な施策「①平和なまちづくりの推進」に関する事業としては、戦没者追悼式があります。本市では、終戦記念日の8月15日頃に戦争で亡くなられた方々を追悼するために戦没者追悼式を実施し、戦没者の遺族の方々に参列していただいています。

戦没者追悼式は直接的に平和なまちづくりに結びつく事業ではありませんが、本市は世界の恒久平和を願う多くの市民の声を受け、平成10年に平和都市宣言をしているため、追悼式の中で日本工学院北海道専門学校生徒に平和都市宣言を朗読していただいています。

このような事業を今後も進める必要があり、これまでの考え方に大きな変更がないため、第4期基本計画でも引き続き位置づけたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向2「恒久平和の推進」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

次に、これまでの意見等を踏まえまして施策V「安全安心なまちづくり」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

次に、第3節を達成するための施策VI「心配ごと・困りごとの解消」、これを達成するための基本的な方向1「市民相談の充実」、基本的な方向1を進めるための主要な施策「①市民相談体制の充実」について、第3期基本計画から変更ありませんが、関連する部署から理由や思いについてご説明をお願いします。

(庁内委員_市民協働 G)

主要な施策「①市民相談体制の充実」に関する事業としては、無料法律相談委託業務があります。具体的な内容については、市民が交通事故や金銭問題、損害賠償等に関する法律問題を解決するため、市が札幌弁護士会に相談業務を委託し、無料法律相談を行う事業となります。

専門家の意見を聞くことで問題解決が図られる場合もあることや、毎年、一定の利用者数があるため、今後も必要な事業であると考えており、これまでの考え方に大きな変更がないため、第4期基本計画でも引き続き位置づけたいと考えています。

(部会長)

ありがとうございます。今のご説明と第3期基本計画における主要な施策の考え方を踏まえてご意見等ありますでしょうか。

(部会長)

無料法律相談は随時実施しているのでしょうか。

(庁内委員_市民協働 G)

無料法律相談は毎月実施しています。市のホームページや広報紙等で毎月1回、日程を指定して実施する旨周知しています。

令和5年度の実績としては年間40件の利用があります。

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして基本的な方向1「市民相談の充実」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、これまでの意見等を踏まえまして施策VI「心配ごと・困りごとの解消」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

次に、これまでの意見と前回の協議テーマ「防災・消防」での意見等を踏まえまして第3節「安全に安心して暮らせるまちづくり」の文言についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

本日の議題は以上となりますが、最後に委員の皆さんから何かありませんでしょうか。

【質問等なし】

(部会長)

これで市民自治推進委員会防災・環境部会を終了いたします。